

通所介護に関する利用料（単位：円）

（平成27年4月現在）

■介護保険の給付の対象となるサービスと利用料について

※介護保険法等の改正により変更することがあります。

<基本加算>

1回あたり

サービス提供時間	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3時間以上5時間未満	380	436	493	548	605
5時間以上7時間未満	572	676	780	884	988
7時間以上9時間未満	656	775	898	1021	1144

<各種加算>

入浴加算	50	認知症加算	60
口腔機能向上加算	150	中重度ケア体制加算	45
栄養改善加算	150	若年性認知症利用者受入加算	60
個別機能訓練加算（Ⅰ）	46	通所介護サービス提供体制加算（Ⅱ）	6
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護保険対象サービス利用料に対する4.0%		

上記加算の一部については、当事業所の職員体制等の要件を満たした場合に算定させていただきます

■介護保険の給付対象とならないサービスと利用料について

食費	400	1食あたり(おやつ込み)
レクリエーション費	実費	観光・社会施設等への見学の際の入場料など
日常生活上必要になる物	実費	紙オムツ・尿取りパット・歯磨き粉・歯ブラシなど
散髪	実費	外部の理容師へ依頼

■利用料の目安（自己負担割合～1割）

一回当たりの利用負担例（7時間以上9時間未満の場合）

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
内訳	基本料金	656	775	898	1021	1144
	体制強化加算Ⅱ	6	6	6	6	6
	入浴加算	50	50	50	50	50
	食費	400	400	400	400	400
合計		1112	1231	1354	1477	1600

平成27年8月より65歳以上の方(第一号被保険者)のうち、一定以上の所得がある方にはサービス費の2割をご負担頂くこととなります。(※当該者の介護保険負担割合証をご確認下さい)

介護予防通所介護に関する利用料（単位：円）

■介護保険の給付の対象となるサービスと利用料について

<基本加算>

1月あたり

サービス提供時間	要支援 1	要支援 2
7時間以上9時間未満	1647	2377

<各種加算>

	要支援 1	要支援 2
運動器機能向上訓練加算	225	225
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	24	48
口腔機能向上加算	150	
栄養改善加算	150	
生活機能向上グループ活動加算	100	
選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	480	
選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	700	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護保険対象サービス利用料に対する4.0%	
事業所評価加算	120	

上記加算の一部については、当事業所の職員体制等の要件を満たした場合に算定させていただきます

■介護保険の給付対象とならないサービスと利用料について

食費	400	1食あたり(おやつ込み)
レクリエーション費	実費	観光・社会施設等への見学の際の入場料など
日常生活上必要になる物	実費	紙オムツ・尿取りパット・歯磨き粉・歯ブラシなど
散髪	実費	外部の理容師へ依頼

■利用料の目安（自己負担割合～1割）

一月当たりの利用負担例

		要支援1（週1回／月5回利用）	要支援 2（週2回／月10回利用）
内訳	基本	1647	3377
	(体制強化加算Ⅱ)	24	48
	食費	2000 (400円×5回)	4000 (400円×10回)
合計		3671	7425

平成27年8月より65歳以上の方(第一号被保険者)のうち、一定以上の所得がある方にはサービス費の2割をご負担頂くこととなります。(※当該者の介護保険負担割合証をご確認下さい)